

川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画策定業務委託仕様書（案）

1 一般事項

- (1) 本委託業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたっては、関係法令及び本市条例を遵守すること。
- (3) 受注者は、業務の実施にあたっては、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受注者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- (5) 受注者は、本委託業務の一部を再委託する場合は、予め発注者に再委託業者選定報告書を提出し、発注者の承認を得ること。
- (6) 本委託業務に関する発注者との打合せは、随時、川口市リサイクルプラザ内又は川口市戸塚環境センター内で行うこと。
- (7) 受託者は、業務の実施に当たり、発注者から必要とする資料の作成を依頼されたときは、これに応じるものとする。
- (8) 本仕様書は業務の遂行にあたって、基本的な内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本仕様書の目的達成のために必要な資料及び書類または業務の性質上、当然必要と思われるものについては、受注者の責任において、全てを補完しなければならない。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、速やかに発注者と協議の上決定するものとする。
- (10) 発注者では、戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画の策定にあたり、公益社団法人全国都市清掃会議（以下、（公社）全国都市清掃会議という。）の技術支援を受けている。このため、（公社）全国都市清掃会議の技術指導を受けて本業務委託を遂行するものとする。

2 業務の名称

川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画策定業務委託

3 業務の目的

本業務は、本市が川口市戸塚環境センター（川口市大字藤兵衛新田 290、51,865.8 m²）の焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の更新等に係る戸塚環境センター施設整備基本構想（以下、「基本構想」という。）及び戸塚環境センター施設整備基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定するにあたり、基本構想及び基本計画の策定に必要な資料作成等の技術的支援、事業方式導入可能性調査、各種会議の技術的支援及び本市全体の廃棄物処理システムの検討を行うものである。

4 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から平成30年3月31日までとする。

5 納品場所

川口市朝日4-21-33 川口市役所 環境部 環境施設課

6 業務内容

- (1) 基本構想・基本計画策定の技術的支援に関すること
- (2) 事業方式導入可能性調査に関すること
- (3) 会議等の技術的支援に関すること
- (4) 廃棄物処理システムの検討に関すること

7 業務内容の詳細について

- (1) 基本構想・基本計画策定の技術的支援に関すること

以下の観点に留意し、基本的な条件や情報を整理し、基本構想及び基本計画の策定に資する資料を作成すること。なお、基本構想については施設整備に係る基本方針等の基本的事項を、基本計画については基本構想を具体化する事項を定めることを想定している。

①計画条件の整理

- ア 川口市の現状（地理・地形、人口動態・分布、都市形態の動向、土地利用状況、将来計画等）
- イ 上位計画との整合性
- ウ ごみ処理の状況（廃棄物処理システム、現施設の状況、ごみ処理量、事業用地等）
- エ 廃棄物処理の動向（処理技術の動向、関係法令、社会的要求事項、技術的事項、運営形態、他市の整備状況等）
- オ ごみ排出量及びごみ質（実績、予測）

②戸塚環境センター施設整備の検討

- ア 戸塚環境センター施設整備の基本コンセプト
- イ 焼却処理施設の更新（施設整備の実施方針、基本条件の設定、処理方式の比較・検討、公害防止計画、余熱利用計画、最終処分計画等）
- ウ 粗大ごみ処理施設の更新（施設整備の実施方針、処理方式の比較・検討、公害防止計画等）
- エ 地域還元施設の整備
- オ 関連施設の整備等（旧戸塚環境センター東棟（旧焼却処理施設）の解体、既存粗大ごみ処理施設の解体、戸塚収集事務所の移転、収集車庫の移転、戸塚環境センター西棟（現焼却処理施設）への仮設スロープの設置、特高変電所の移設、現厚生会館（余熱利用施設）の取り扱い、その他必要な施設（給油所、ストックヤード、計量棟等）の整備）
- カ 施設の移行計画等（配置計画、動線計画、造成計画、排水計画、ゾーニング、現焼却処理施設及び現粗大ごみ処理施設の廃止計画、景観計画等）

- キ 敷地内埋設廃棄物の対策
 - i 埋設廃棄物の調査方法の検討及び整理
 - ii 関係法令の整理
 - iii 埋設廃棄物の対策に関する検討及び整理

- ③費用計画及び財源計画の作成
- ④事業化手法の検討（「(2)事業方式導入可能性調査に関すること」に基づき整理）
- ⑤施設整備スケジュールの策定（事務手続き、建設工事、解体工事等）
- ⑥その他必要な事項

(2) 事業方式導入可能性調査に関すること

事業方式導入可能性調査は、以下の観点に留意し、検討すること。

①業務内容・業務範囲の整理

- ア 事業方式導入の基本的考え方（基本構想及び基本計画に基づく整理、先進事例の状況把握）
- イ 事業スキームの検討（法的条件の整理、支援措置の検討、対象業務範囲の設定、官民の役割分担、事業期間の設定、想定される事業スキーム）
- ウ リスク分担の検討（リスク分担の考え方、リスク分担の設定）

②民間事業者意向調査

- ア 事業方式に対する民間事業者の参入意欲調査
- イ 参入意欲調査の結果検証

③経済性検討

- ア 総事業費の算出
- イ VFMの評価
- ウ 事業成立シミュレーション

④事業手法の総合評価

- ア 事業評価
- イ 事業実施における事業過程と課題
- ウ 事業実施における事業の監視方法（モニタリング）

⑤その他必要な事項

(3) 会議等の技術的支援に関すること

①審議会の技術的支援

審議会（委員総数15名以内、うち学識経験者は2名）の開催は、履行期間中に10回程度を想定している。

- ア 審議会の運営にあたり、必要に応じて専門的・技術的支援を行うこと。
- イ 審議会への提出資料作成、審議会への出席及び会議録の作成行う。

②庁内検討委員会の技術的支援

庁内検討委員会（職員で構成）は、必要に応じて専門部会（最大3部会）を設置するものとし、履行期間中15回程度の開催を想定している。

ア 庁内検討委員会の運営にあたり、必要に応じて専門的・技術的支援を行うこと。

イ 庁内検討委員会への提出資料の作成、会議への出席及び会議録の作成を行うこと。

③基本構想及び基本計画に関するパブリック・コメントの実施支援、資料・回答の作成

ア 基本構想策定前及び基本計画策定前にパブリック・コメントの実施を予定しているため、その実施支援、資料・回答の作成を行うこと。

④住民説明会の実施支援、資料・会議録作成

住民説明会は、履行期間中12回程度の開催を想定している。

ア 住民説明会への提出資料作成、出席、会議録作成を行うこと。

(4) 川口市における廃棄物処理システムの検討に関すること

川口市における望ましい廃棄物処理システムについて、戸塚環境センターの整備を踏まえて検討し、報告書を作成すること。

8 作業報告など

業務の進捗状況などについては、適宜、本市担当者に報告し、必要に応じて報告書等を提出すること。

9 業務の完了

本委託業務の完了は、本仕様書の各項目の業務内容について作業等を行い、所定の成果品等を提出し、検査に合格したときをもって完了とする。

10 業務の作業中及び完了後の措置

本委託業務の一部変更や業務に直接付随する事項等に追加が生じた場合は、その都度適宜対応を図ることとする。また、業務の完了後に誤り等が発見された場合には、直ちに修正及び追加を行うこととする。

11 秘密の保持と中立性の義務

受注者は、本業務によって知り得た事項を発注者の許可なしに第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

12 連絡及び調整

(1)受注者は、本委託業務に係わって、市から中間報告や打ち合せ等について連絡を受けた場合には、直ちに対応するものとする。また、受注者は、本委託業務を遂行するにあたり、関係機関との調整を図るとともに、経験と専門知識を有する実務者を必要に応じて参加させ、本委託業務に責任をもって円滑に進めるものとする。

(2)受注者は、協議・打ち合せに際し、議事録を作成し発注者に提出しなければならない。

13 成果品の提出

(1) 成果品

- ① 検討会議及び庁内検討委員会の会議提出資料（必要部数）、会議録
※検討会議資料は、原則として開催日の5日前までに用意すること。会議録は原則として検討会議終了後10日後までに提出すること。資料及び会議録は、紙とともに電子データ（マイクロソフト社ワードによる）を提出すること。
- ② 廃棄物処理システムの報告書（必要部数）
- ③ 基本構想の概要版及び本編・資料編（A4 カラー製本各 100 部、加除式 1 部）
- ④ 基本計画の概要版及び本編・資料編（A4 カラー製本各 100 部、加除式 1 部）
- ⑤ 事業方式導入可能性調査報告書の概要版及び本編・資料編（A4 カラー製本各 50 部、加除式 1 部）
- ⑥ 外見パース（3 枚）
- ⑦ 作成資料及び③～⑦に係る電子データ等一式（電子データは CD-ROM 又は DVD-ROM、図面は CAD データについても提出）

(2) 納入時期

成果品は、発注者と協議の上で、それぞれ定められた時期までに遅滞なく提出すること。

なお、上記④及び⑤の案については、パブリック・コメント手続きを行う時期を考慮し提出すること。

(3) 成果品の帰属

成果品及びその他の資料等は、本市に帰属するとともに、許可なく複製及び他に公表してならない。

14 支払い方法

契約金額の支払い方法は、消費税を除いた契約金額を契約締結月から完了月までの月数で除した月額に基づき年額を算出し、平成28年度分については年度末に、平成29年度分については、完了検査合格後に残額を一括払いとする。